（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。附則第三条において「平成二十七年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表改正前地共済法第八十条の二第二項第一号及び第三項の項を次のように改める。

改正前地共済法第八十条の二第二項第一号	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	五年を経過した日	十年を経過した日
改正前地共済法第八十条の二第三項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	五年を経過した日	十年を経過した日

第七条第一項の表改正前地共済法第八十条の二第四項の項の前に次のように加える。

	基礎として法第七十九条第一項第一号の規定により算定した金額に次項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額（昭和六十年法律第六十号附則第百六条第一項の規定が適用される場合にあつては、当該乗じて得た金額に受給権取得月前組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額）をよ
六十月	
百二十月	

を

に改め、同表第二十五条の四の二第三項の項中

当する	が前項第一号に該

を

当する	五年が前項第一号に該

に改め、同表附則第三十条の二第七条第二項の表第二十五条の四の二第一項の項中

一項	法第七十九条第一項又は第百二条第
千分の五	法第七十九条第一項第二号
千分の四	法第七十九条第一項第二号

を

一項	法第七十九条第一項又は第百二条第
千分の五	法第七十九条第一項第二号
千分の四	法第七十九条第一項第二号

に改め、同表第二十五条の四の二第三項の項中

十年	に当該者が組合員である
基礎として法第七十九条第一項第一号の規定により算	基礎として

を

基礎として法第七十九条第一項第一号の規定により算	基礎として